

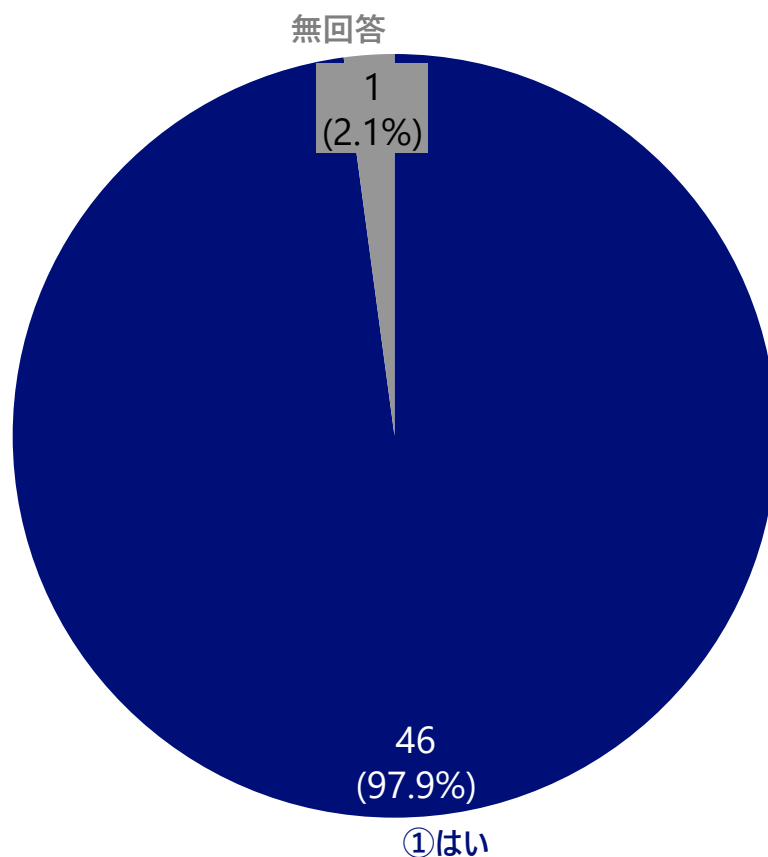
令和 5 年度 大会の在り方に関する調査研究

都道府県調査 分析とりまとめ

予選大会での部活動指導員の引率はほぼすべての都道府県で認めている。

Q2-1. 予選大会での部活動指導員の引率可否 (n=47)

- 都道府県中学校体育連盟において開催している全国中学校体育大会の出場に繋がる予選大会（以下「予選大会」という。）に出場する際の引率について、部活動指導員とすることを認めていますか。

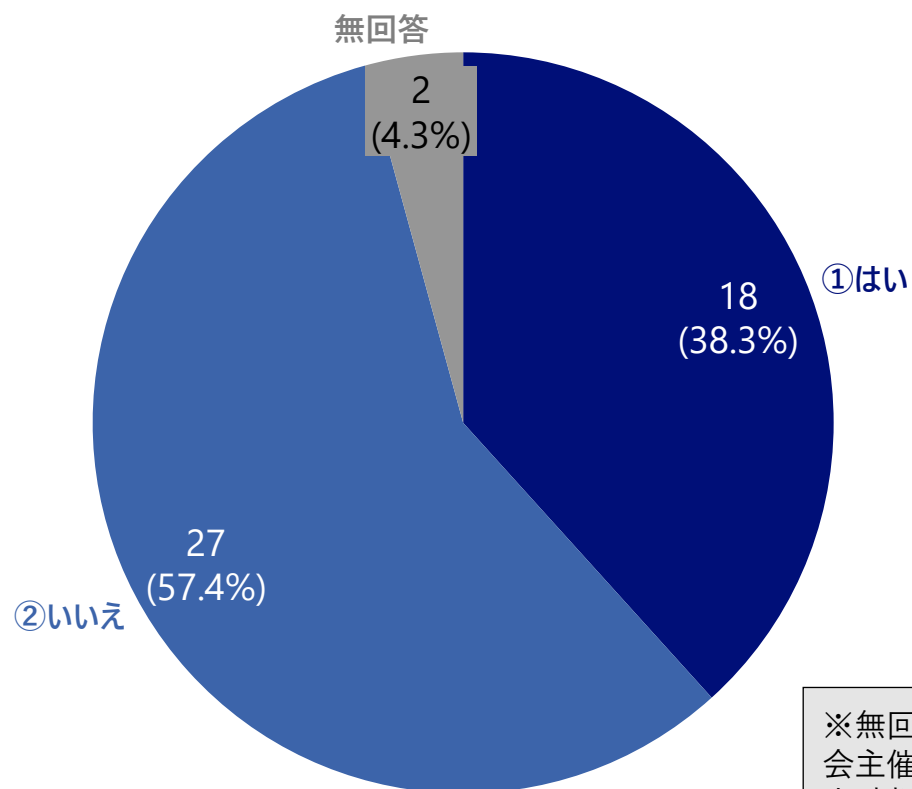


※無回答の都道府県からは、「部活動指導員が引率を本務とするか否かは、当該職を設置する市町村の要項で定められることとなります。また、大会に出場する際の引率を認めるか否かは、大会主催者が判断するものです。」とのコメントがあった。

予選大会での外部指導者の引率は、約57%の都道府県で認めていない。

Q2-3.予選大会での外部指導者の引率可否（n=47）

■ 予選大会に出場する際の引率について、外部指導者とすることを認めていますか。



※無回答の都道府県のうち1件は、「外部指導者の引率は大会主催者が定めており、都道府県としては特段定めていない。当該都道府県の中体連では外部指導者の引率を認めていない。」とのコメントがあった。

外部指導者の引率について、中体連としては可とする一方で、都道府県として不可としている事例が9都道府県でみられた。

予選大会での部活動指導員／外部指導者の引率可否

- 都道府県側と中体連側の部活動指導員／外部指導者の引率可否に係る設問を突合した。

部活動指導員の引率可否

		都道府県	
		①はい	②いいえ
中体連	①はい	46	0
	②いいえ	0	0

外部指導者の引率可否

		都道府県	
		①はい	②いいえ
中体連	①はい	16	9
	②いいえ	2	18

※各設問において空欄回答が存在するため、回答数の合計が47とにならない。

外部指導者の引率を認めない理由として、「引率は外部指導者の役割の範囲外」との見解や、「部活動は学校教育の一環であり教員等が引率すべき」との意見等がみられた。

Q2-4. 外部指導者の引率を認めない理由（n=27）

- 外部指導者の引率を認めていない理由を具体的に教えてください。
※Q2-3で「②いいえ」と答えた方のみ回答

分類別回答数 ※複数回答可

分類	回答数
外部指導者の役割の範囲外と認識している	9
学校教育の一環である部活動の引率は教師等が行うべきである	5
責任の所在が不明確である	5
例外的に許可している	3
市区町村（学校の設置者）の決定に従う	2
中体連の決定に従う	1
必要性を感じていない	1
その他	3

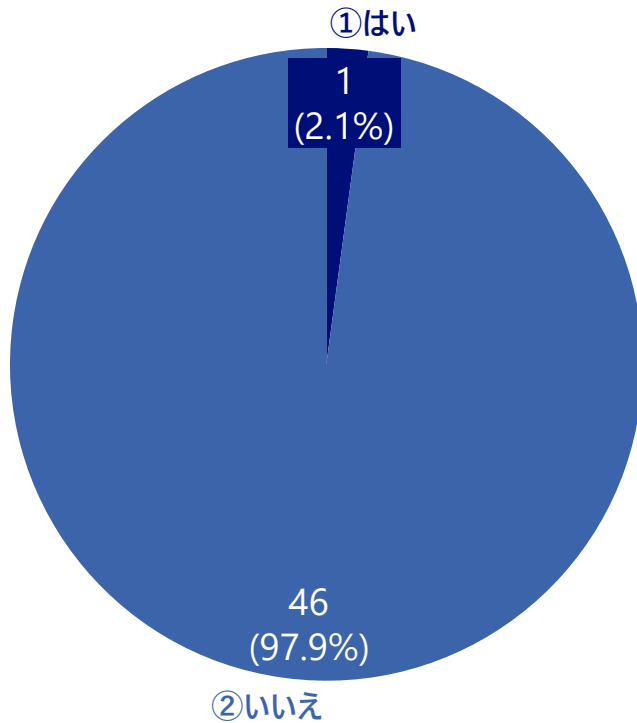
回答例

- 外部指導者は、技術指導を行うものであり、引率業務はできないと認識している。
- 学校教育活動の一部と位置づけられ、学校管理下にあることから、教育委員会の任用を受けた教員または部活動指導員の管理のもとで活動を行う必要があると考えるため。
- 外部指導者が学校が任命しており（市区町村の職員ではなく）、問題が生じた際に責任の所在が不明確であるため。
- 都道府県中体連の規定で定められているため。
- 校長がやむを得ないと判断した場合、外部指導者に監督・引率の資格を認めるが、安易に外部指導者の監督・引率を認めるものではないため。
- ブロック大会への外部指導者引率は条件付きで一部認めているが、県内大会については認めていないため。

個別で規定を定めている都道府県は 1 都道府県。

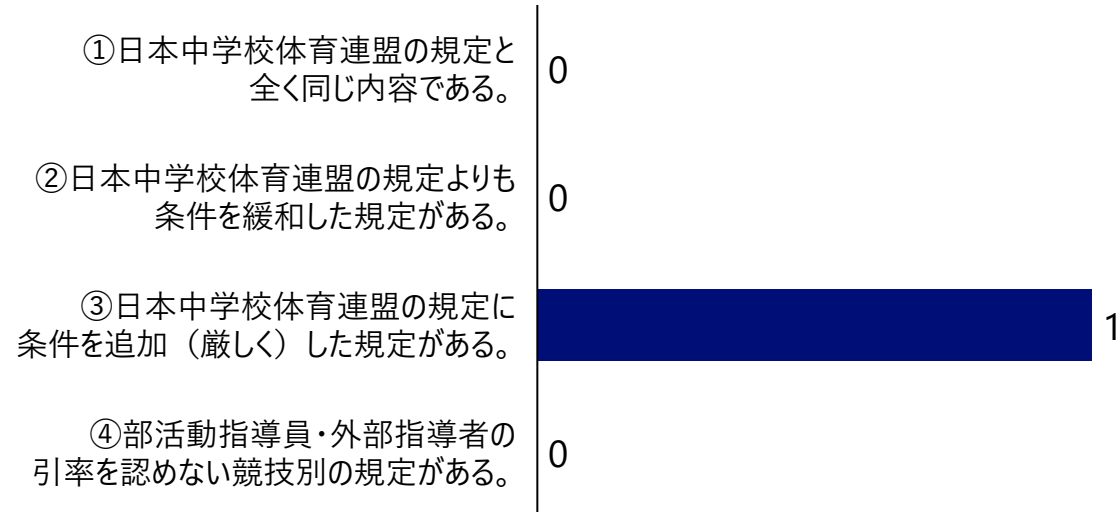
Q2-5. 予選大会の引率に関する都道府県の個別規定の有無（n=47）

- 予選大会に出場する際の引率について、都道府県で個別に規定を定めていますか。



Q2-6. 個別規定の内容（n=1） ※複数回答可

- 個別に定めた規定の内容の概要を教えてください。
※Q2-5で「①はい」と答えた方のみ回答



参加資格に係る課題として、「大会参加基準の明確化・統一化」、「地域クラブ活動の定義の明確化」、「指導者の複数チーム所属」、「勝利至上主義的なチームの大会参加」、「地域移行の進捗の地域差」等の課題が挙げられている。

Q3-1. 参加資格に係る課題（n=17）

- ①一部の団体種目について、「メンバー全員の同一校在籍」が要件になっていること、②競技種目によって類似の規定でも解釈が異なる場合があること、③「県をまたいだ参加」「市区町村をまたいだ参加」が認められていない場合があること以外で改善が必要な事例があれば教えてください。

分類別回答数 ※複数回答可

分類	回答数
大会の参加資格の明確化・統一化が必要である	3
参加を認めるべき地域スポーツクラブの定義の明確化が必要である	3
指導者が複数のチームに所属している	2
その他	9

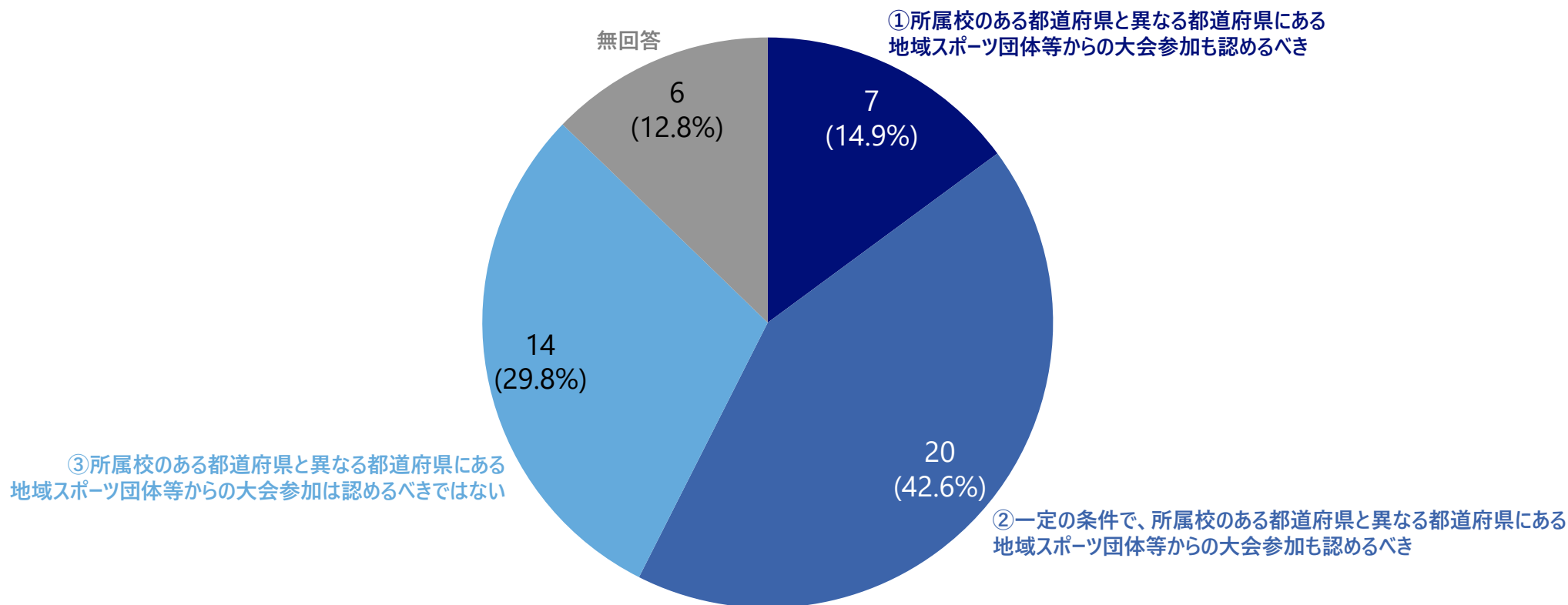
回答例

- 大会参加を認める条件として「地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体」や「地域移行の受け皿となっているスポーツ団体」等があり、基準として非常に曖昧な表現である。
- 同一の指導者が部活動と地域スポーツクラブ等、複数団体の指導者となる場合がある。
- 市町村ごとに移行の状況が大きく異なっており、中体連の参加資格を議論するまでに至っていない。
- 中体連主催の大会の在り方や理念と参加資格との整合性や、競技力トップを決める競技団体主催の大会との棲み分けが明確でない。
- 大会の直前にクラブチームを設立し、有力選手を集めて大会参加したと思われる例がある。
- 市町村をまたいだ参加等により、地域スポーツクラブの大会参加登録について、学校と市町村が共有できていない。
- 既存の地域スポーツクラブは「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を順守する必要性はない一方、中体連主催の大会ではガイドラインの順守が参加条件となっており、すべてのクラブチームが参加できる参加規定の作成は難しい。

県またぎの禁止に関する見解については、一定の条件付きでの許可を含めると、半数以上の都道府県が県またぎを認めるべきだと考えている。

Q3-2. 県またぎの禁止に関する見解（n=47）

- 一部の地域の中学校体育連盟において、所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域スポーツ団体等からの大会参加を認めていない状況について、どのように考えますか。



都道府県調査

「一定の条件で、県またぎを認めるべき」と回答した都道府県に、一定の条件として考えられる内容の回答を求めた。「特定の事情がある場合のみに限定して認めるべき」、「負担金・補助金に関する考え方を整理すべき」等の回答がみられた。

Q3-3. 付与すべき条件（n=20）

■ 「一定の条件」として考える具体的な内容を教えてください。

※Q3-2で「②一定の条件で、所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域スポーツ団体等からの大会参加も認めるべき」と答えた方のみ

分類別回答数 ※複数回答可

分類	回答数
特定の事情がある場合等に限定して認めるべき	8
負担金・補助金等に関する考え方を整理した上で認めるべき	3
二重登録を防止できる体制を構築した上で認めるべき	3
勝利至上主義の助長を防止できる体制を構築した上で認めるべき	2
その他	7

回答例

- 山間部等、周辺に希望するクラブ活動がないなどやむを得ない場合。
- 地域移行に関連した地域スポーツ団体である場合。
- 都道府県からの負担金抛出の整理を行うこと。
- 複数都道府県での出場（二重登録）とならないような仕組みの構築を行うこと。
- 勝利至上主義に基づく動機からの参加ではない場合。
- 所属する地域スポーツ団体等がある都道府県の中体連主催大会への参加に限る。
- 各都道府県中学校体育連盟事務局の運営及び同連盟主催の大会運営に教員が関わらない体制が整備されること。

都道府県調査

「県またぎを禁止すべき」と回答した都道府県に、禁止すべきと考える理由の回答を求めた。
「大会運営を支える負担金・補助金等の整理（都道府県民ではない参加者に都道府県単位で賄っている費用が使われることへの説明）が難しい」等の回答がみられた。

Q3-4. 県またぎを禁止すべき理由（n=14）

■ 認めるべきではないと考える理由を教えてください。

※Q3-2で「③所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域スポーツ団体等からの大会参加は認めるべきではない」と答えた方のみ回答

分類別回答数 ※複数回答可

分類	回答数
負担金・補助金等の整理ができていない	5
運営体制の整備ができていない	3
勝利至上主義を助長する可能性がある	3
まず都道府県内での連携を考えるべきである	2
地理的に県またぎが難しい都道府県がある	2
その他	5

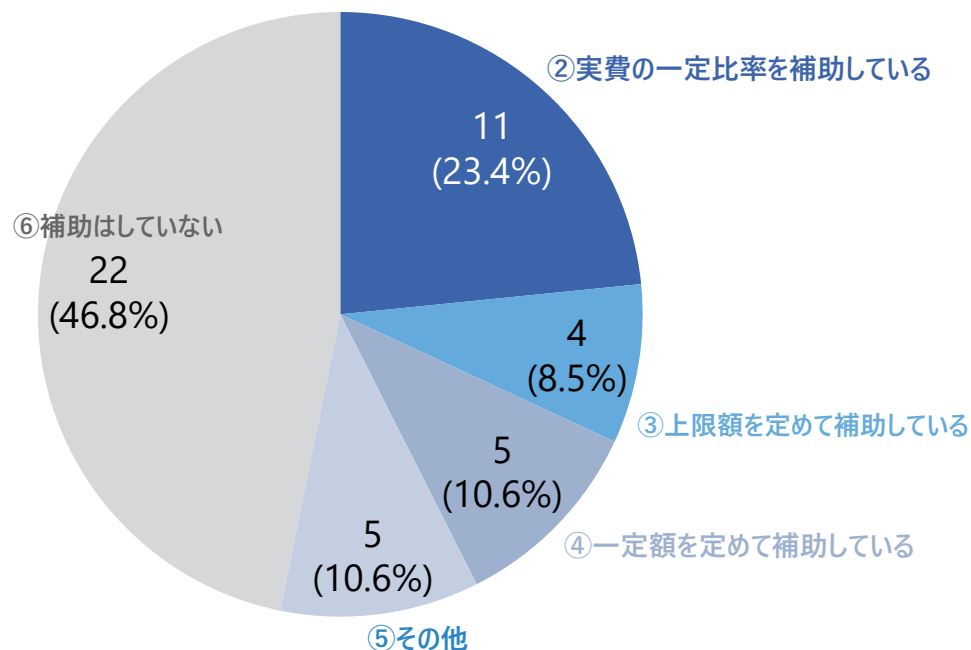
回答例

- 大会費用を賄うための負担金・補助金等について、都道府県民以外に補助金（公金）が使われることへの説明が困難なため。
- 大会費用を賄うための加盟費について、都道府県単位で徴収しているため。
- 地区大会の在り方の検討、隣接県との連携の必要性など、新しい運営方法の構築のための検討を行う必要があるため。
- 勝利至上主義に繋がる恐れがあるため。
- 受け皿となる地域スポーツクラブ団体等の体制整備が県内一律ではなく、地域差が生じている。まずは県内における広域的な連携などの課題を解決していくことが優先であるため。
- ブロック内に地理的に離れた都道府県が存在するため。
- 全国大会の趣旨や出場枠等に係る日本中体連の考え方や方向性を明確に示してもらった上で、様々な観点から各都道府県の中体連と協議・検討を重ね対応していく必要があるため。
- 現時点では、部活動と地域クラブ活動のどちらで出場するかを選択でき、県をまたがなくても出場の機会は確保されていると考えるため。

全国中学校体育大会（全中）に参加する生徒の交通費・宿泊費について、部活動所属生徒と地域スポーツ団体等所属生徒に対する補助の内容が一部異なる都道府県も存在する。

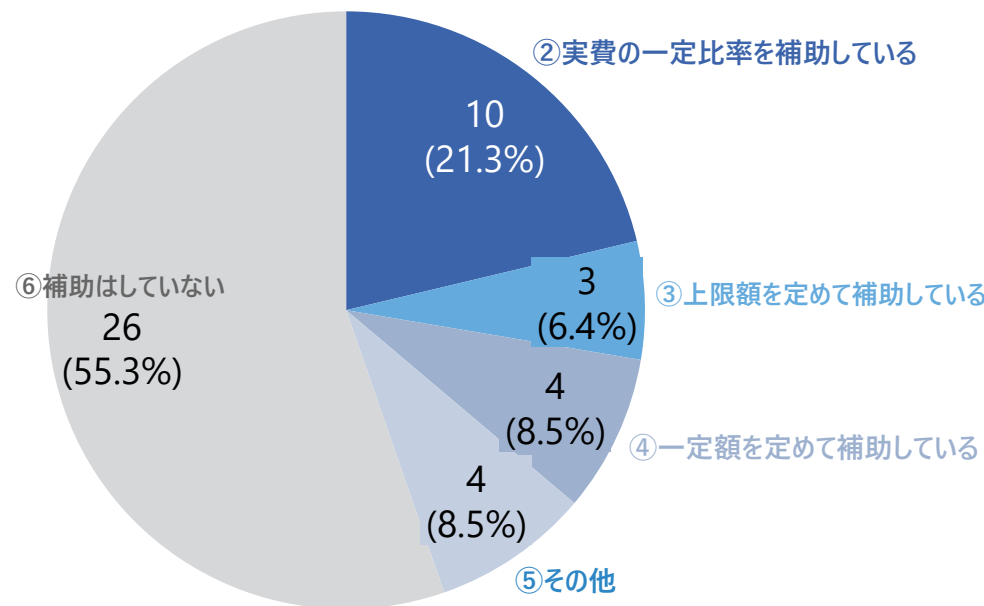
Q5-1.全国中学校体育大会に参加する部活動所属生徒に対する補助（n=47）

- 全国中学校体育大会に出場する学校部活動所属の生徒に対する競技開催地までの交通費・宿泊費の補助について教えてください。



Q5-2.全国中学校体育大会に参加する地域スポーツ団体等所属生徒に対する補助（n=47）

- 全国中学校体育大会に出場する地域スポーツ団体等所属の生徒に対する競技開催地までの交通費・宿泊費の補助についてください。



全中に参加する生徒の交通費・宿泊費について、部活動所属生徒には補助を行うが地域スポーツクラブ等の所属生徒には補助を行っていないのは 4 都道府県。

Q5-1～5-2. 全国中学校体育大会に参加する生徒に対する補助（n=47）

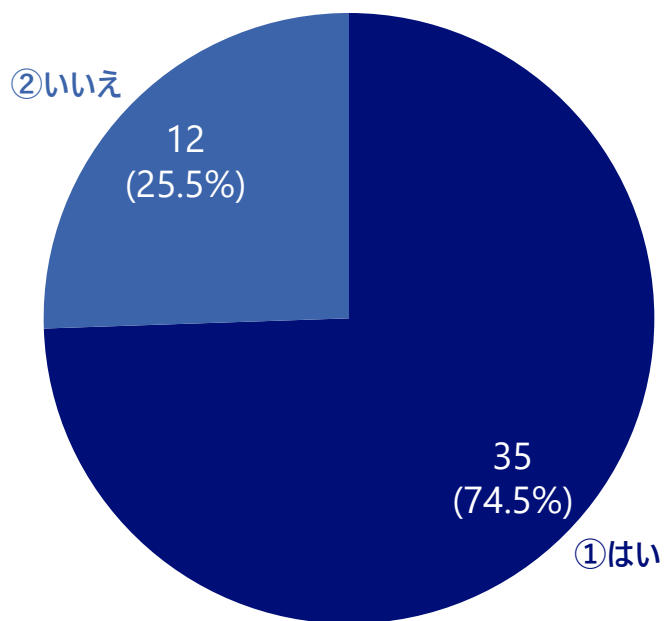
■ 全国中学校体育大会に出場する部活動所属生徒／地域スポーツ団体等所属の生徒に対する競技開催地までの交通費・宿泊費の補助の状況を突合した。

		対地域スポーツクラブ等所属生徒						
		①実費の全額を補助している	②実費の一定比率を補助している	③上限額を定めて補助している	④一定額を定めて補助している	⑤その他	⑥補助はしていない	⑦決めていない
対部活動所属生徒	①実費の全額を補助している	0	0	0	0	0	0	0
	②実費の一定比率を補助している	0	10	0	0	0	1	0
	③上限額を定めて補助している	0	0	3	0	0	1	0
	④一定額を定めて補助している	0	0	0	4	0	1	0
	⑤その他	0	0	0	0	4	1	0
	⑥補助はしていない	0	0	0	0	0	22	0
	⑦決めていない	0	0	0	0	0	0	0

地域クラブ活動等も参加できる大会等に対する支援は約3/4の都道府県が実施している。
内容としては、後援名義、補助金が多い。

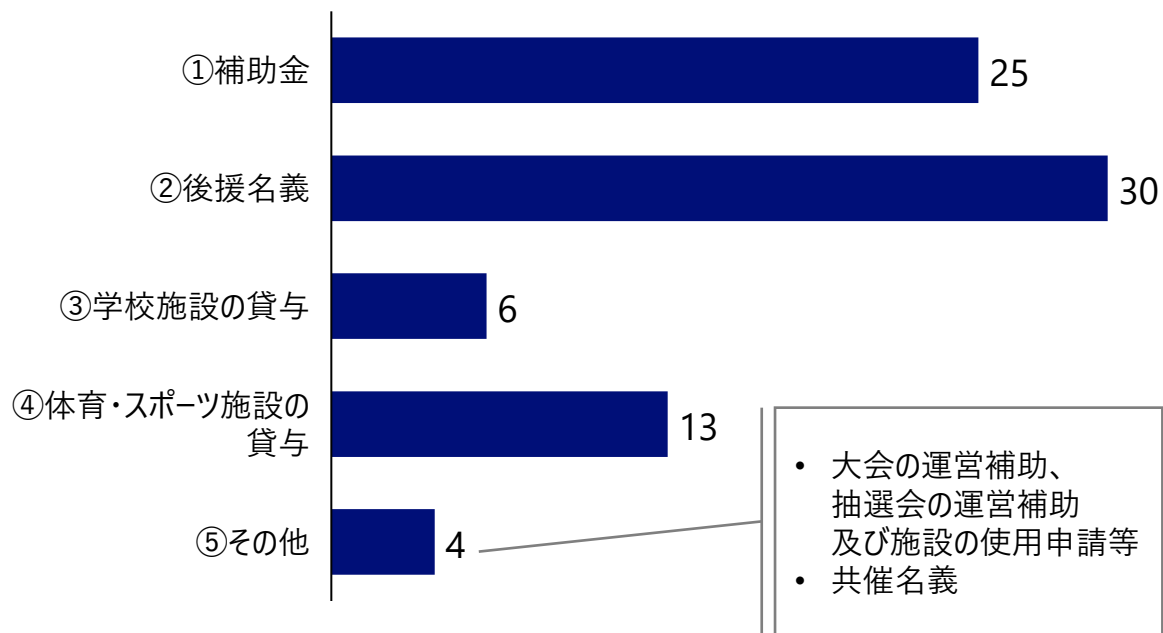
Q6-1. 地域クラブ活動等も参加できる大会等に対する
支援の有無（n=47）

- 大会の開催等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設の貸与等の支援を行っていますか。



Q6-2. 地域クラブ活動等も参加できる大会等に対する
支援内容（n=35）※複数回答可

- 具体的な支援内容を教えてください。
※Q6-1で「①はい」と答えた方のみ回答



見直しを実施した／検討した事項としては、「外部指導者の引率」や「全国中学校体育大会に参加する生徒に対する補助」に関する回答が多い。

(1/2) Q7-1. 見直しを実施した／検討した事項

- 令和6年度の大会に向けて、上記設問にある「引率・監督規定」から「全国中学校体育大会出場者への交通費・宿泊費補助」の内容について、見直しを行った、もしくは、見直しを検討している内容があれば具体的に教えてください。

回答例

※回答の一部を抜粋

【参加資格】

- 地域スポーツクラブの大会参加規定を検討している。

【引率・監督規定】

- 令和6年度の県大会における外部指導者の引率について、都道府県中体連が協議調整している。
令和5年度の地区大会における外部指導者引率を可能とすることは、地区中体連で確認済み。
- 都道府県中体連において、都道府県内大会における外部指導者による引率の見直しを検討する予定。
- 外部指導者による引率が可能な競技を個人12種目のみから全競技とし、引率者としての外部指導者には監督の資格を認める。
- 外部コーチの引率について検討を始めている。

見直しを実施した／検討した事項としては、「外部指導者の引率」や「全国中学校体育大会に参加する生徒に対する補助」に関する回答が多い。

(2/2) Q7-1. 見直しを実施した／検討した事項

- 令和6年度の大会に向けて、上記設問にある「引率・監督規定」から「全国中学校体育大会出場者への交通費・宿泊費補助」の内容について、見直しを行った、もしくは、見直しを検討している内容があれば具体的に教えてください。

回答例

※回答の一部を抜粋

【全国中学校体育大会に参加する生徒の交通費・宿泊費】

- 都道府県教育委員会として、所管していない地域スポーツ団体等への支援を行うのか、関係部局とも調整しながら内容の見直しを行う。
- 全国中学校体育大会出場者（地域スポーツ団体等所属生徒）への交通費・宿泊費補助の在り方について検討中。
- 都道府県外大会等への派遣費補助の増額（クラウドファンディング等）について検討している。
- 令和6年度からは地域スポーツ団体所属の生徒にも交通費・宿泊費を補助することを検討している。
- 部活動指導員の交通費・宿泊費補助について、令和5年度は部活動指導員の宿泊を含めた引率が不可となっている。このことについて現行のままで良いのか検討をしている。
- 全国大会派遣費補助について、その支給対象を地域クラブ活動所属生徒にも拡大した。

【その他】

- 被災地生徒運動部活動支援費補助について、支給対象を地域クラブ活動所属生徒にも拡大した。

大会の在り方に係る課題として、人員確保の観点での大会の運営体制の在り方に関する回答が最も多い。

Q7-2. 大会の在り方に係る課題（n=31）

■ その他、大会の在り方について、感じている課題があれば教えてください。

分類別回答数 ※複数回答可

分類	回答数
人員確保の観点での大会運営体制 （教員頼りの大会運営）	15
大会の開催形式	4
地域スポーツクラブの参加資格の緩和	3
人員確保以外の観点での大会運営体制	2
都道府県ごとの地域移行に係る考え方の相違	2
熱中症対策	2
外部指導者の単独引率・監督を可能にする制度の整備	2
全国中学校体育大会の意義・形式	2
全国中学校体育大会以外の中体連主催大会の意義・形式	1
その他	4

回答例

- 全国大会を行う意味・意義の再確認、今後の大会の在り方や方針の明確化。
- 競技団体主催の大会と中体連大会との整理。
- 大会数の多い競技の大会の精選。
- 各都道府県の地域クラブ活動の考え方の相違。
- 夏の総体について、酷暑の時期の開催となるため、体調面での懸念。
- 外部指導者の引率・監督について、国の主導により、部活動指導員に準ずるような条件整備や制度設計を行うなど、段階を踏んだ取組を進めることが必要。
- 県外の学校に在籍しているが、県内の地域クラブに所属しており、当該地域クラブからの大会出場が叶わなかった事例が報告されており、早期の改善が必要。
- 参加資格を拡大した際の、新基準での大会運営体制の構築。
- 競技毎に参加資格が異なることや日本中体連が定める次年度の参加資格の決定時期が遅いことにより、都道府県大会の参加資格の検討・周知期間の確保が不十分。



都道府県中学校体育連盟調査 分析とりまとめ

全国中学校体育大会（全中）が開催されている競技のうち、相撲、スキー、スケート、アイスホッケー以外は全ての都道府県で予選大会が行われている。

Q3-1. 全国における予選大会競技別開催都道府県数（n=47）

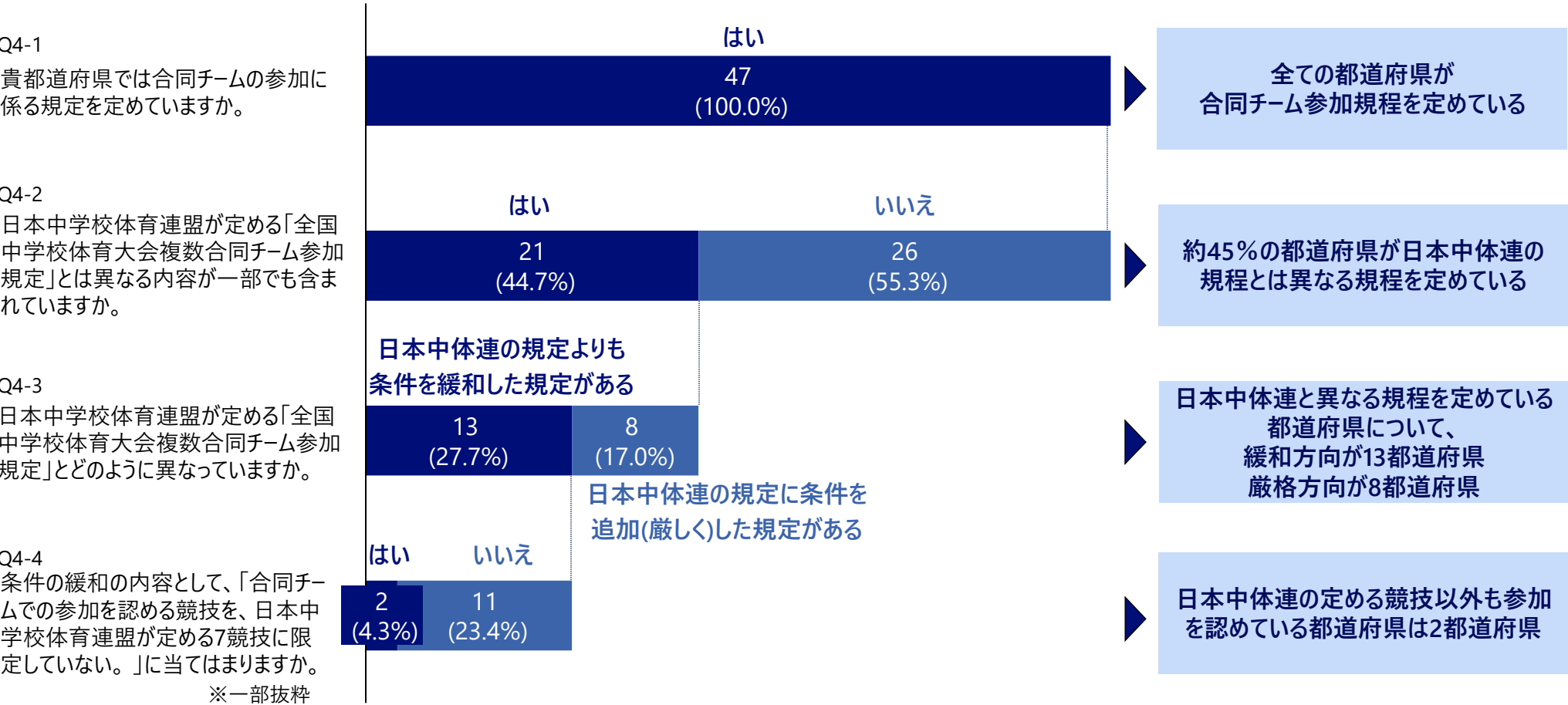
- 貴都道府県において開催している全国中学校体育大会の出場に繋がる予選大会（以下「予選大会」という。）の開催競技数と開催競技を回答してください。

陸上競技（駅伝）	47
バスケットボール	47
ハンドボール	47
体操競技	47
バレーボール	47
卓球	47
ソフトボール	47
剣道	47
スキー	32
アイスホッケー	7

水泳競技	47
サッカー	47
軟式野球	47
新体操	47
ソフトテニス	47
バドミントン	47
柔道	47
相撲	46
スケート	17

合同チームの大会参加は、全ての都道府県で認められている。
独自規定を定めている都道府県は約45%

Q4-1.～Q4-4. 合同チームの参加資格の状況



全中の合同チーム参加規定から緩和した独自規定を定める都道府県中体連では、人員不足が原因で大会に参加できない生徒がなるべく出ないように、地域の実情を踏まえて対応している事例等がみられた。

(1/2) Q4-5.「全国中学校体育大会複数合同チーム参加規定」と異なる箇所、Q4-6. その理由 (n=21)

- 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会複数合同チーム参加規定」とは異なる内容を定めている該当箇所を教えてください。
 - 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会複数合同チーム参加規定」とは異なる内容としている理由を教えてください。
- ※Q4-2で「①はい」と答えた方のみ回答

①「全国中学校体育大会複数合同チーム参加規定」より「緩和した」規定を定めている回答のまとめ

緩和の目的	規定の内容
合同チーム編成ができず参加できない生徒が出ることを防ぐため	・ 隣接する郡市との合同チーム編成を認める。 ・ 通常の合同チームが編成できない場合、基準部員数を下回らない学校の部員を借りての出場を認める（下回らない学校は別途単一校でも出場可能）。 ・ 基準部員数を下回る学校と下回らない学校での編成を認める。 ・ 大会出場最低人数を満たしている場合でも合同チーム編成の申請を認める。 ・ 3チームによる合同チーム編成を認める。
実際に普段活動している団体での参加を認める必要があると考えたため	・ 大会出場最低人数を満たしている場合でも合同チーム編成の申請を認める。
全中の規定で定められている競技以外にも編成を認めるため	・ ラグビー、準硬式野球の合同チーム編成を認める。 ・ 体操、新体操、卓球、バドミントン、ソフトテニス、剣道、相撲の合同チーム編成を認める。
競技経験が不足している選手が無理に大会出場する状況を防ぐため	・ 大会出場最低人数を満たしている場合でも合同チーム編成の申請を認める。
地域スポーツ団体等の編成を認めるため	・ 規定の対象を地域スポーツ団体等まで拡大している。
進学した学校にやりたい部活動がない生徒でも大会出場機会を確保するため	・ 部活動を設置していない学校からも合同チーム編成の申請を認める。

※規定の内容について、複数の目的に該当するものは重複して記載している。

全中の合同チーム参加規定から厳格化した独自規定を定める都道府県においても、合同チームの参加を認めない事例はない。勝利至上主義の助長防止や新たに合同チーム編成を求める学校への対応の事例がみられた。

(2/2) Q4-5.「全国中学校体育大会複数合同チーム参加規定」と異なる箇所、Q4-6. その理由 (n=21)

- 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会複数合同チーム参加規定」とは異なる内容を定めている該当箇所を教えてください。
 - 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会複数合同チーム参加規定」とは異なる内容としている理由を教えてください。
- ※Q4-2で「①はい」と答えた方のみ回答

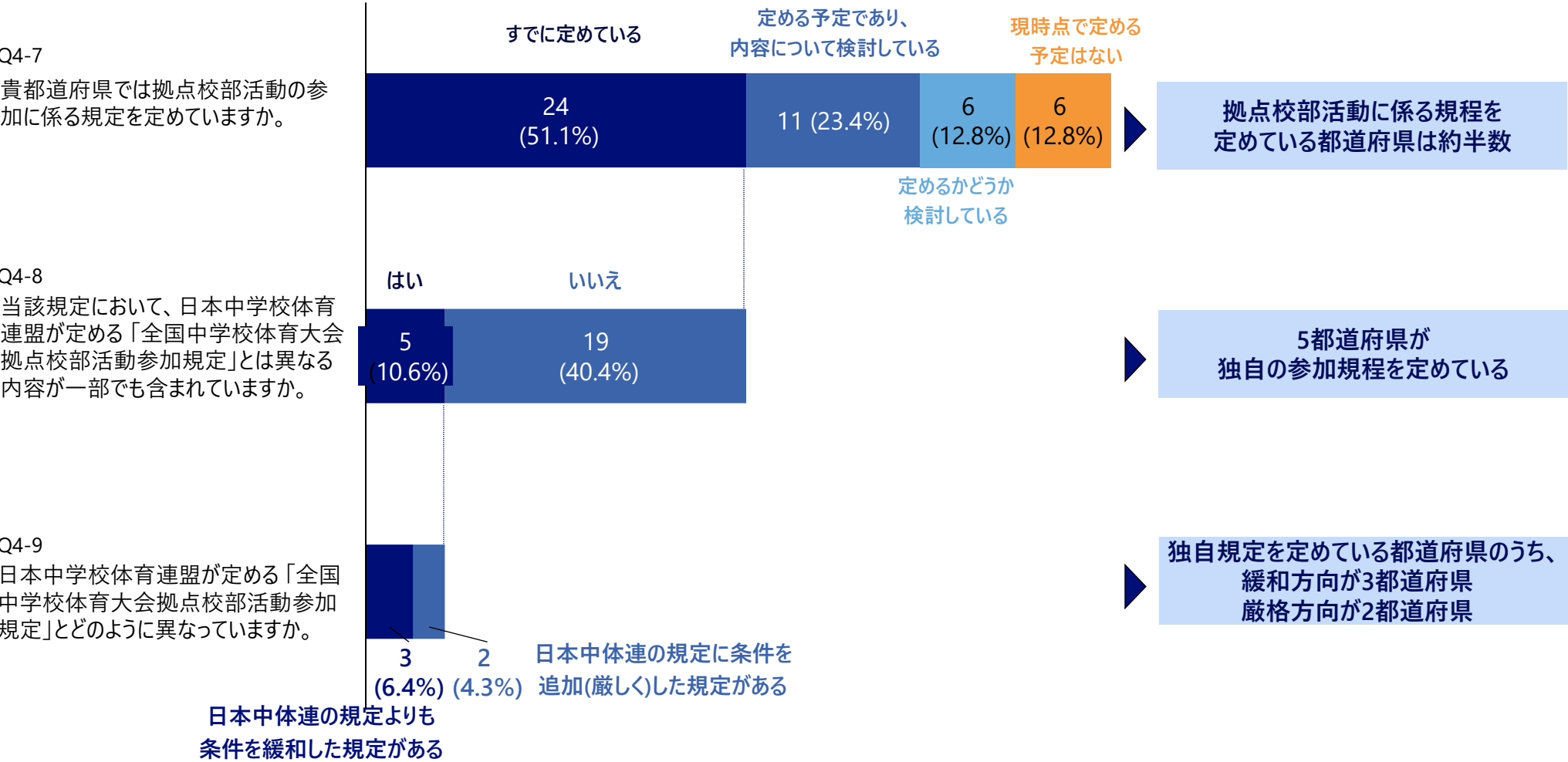
②「全国中学校体育大会複数合同チーム参加規定」より「厳しくした」規定を定めている回答の内容

厳格化の目的	規定の内容
勝利至上主義による編成を防ぐため	・ 勝利至上主義等、本来の目的に沿わないチーム編成を行った場合、あとから参加資格を抹消できる。 ・ 前年度全中大会以降に複数校合同チームの実績があっても、（最低人数を満たした場合は）引き続きの合同チーム編成を認めない。 ・ 同一郡市中体連内のみ合同チーム編成を認める。
より多くの生徒の出場機会を確保するため	・ 前年度全中大会以降に複数校合同チームの実績があっても、（最低人数を満たした場合は）引き続きの合同チーム編成を認めない。
新たに合同チームの編成を求める学校がチーム編成をしやすくするため	・ 前年度全中大会以降に複数校合同チームの実績があっても、（最低人数を満たした場合は）引き続きの合同チーム編成を認めない。
その他	・ 地区を跨る合同チームの承認については、地区中体連と県中体連が審議した後、決定とする。 ・ 同一地区内のみ合同チーム編成を認める。

※規定の内容について、複数の目的に該当するものは重複して記載している。

拠点校部活動の大会参加については、約51%の都道府県が規定を定めている。
独自規定を定めている都道府県は約11%

Q4-7.～Q4-9. 拠点校部活動の参加資格の状況



都道府県中学校体育連盟調査

全中の規定より厳格化した独自規定を定めた都道府県においても、拠点校部活動の参加を認めない事例はない。独自規定を定める都道府県では、拠点校部活動の編成のハードルを下げるための緩和や勝利至上主義の助長を防ぐための厳格化等の事例がみられた。

Q4-10. 「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規定」と異なる箇所、Q4-11. その理由（n=5）

- 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規定」とは異なる内容を定めている該当箇所を教えてください。
 - 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規定」とは異なる内容としている理由を教えてください。
- ※Q4-8で「①はい」と答えた方のみ回答

①「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規定」より「緩和した」規定を定めている回答のまとめ

緩和の目的	規定の内容
拠点校部活動の編成手続きを簡便化するため	- 学校設置者の判断によらず、市区町村内の学校間で協定等を締結し編成することを認める。 - 事業主体から校長会を除外し、教育委員会のみとする。
地域の実情を踏まえ、市区町村を超えた編成を認めるため	市区町村内だけでなく、近隣校による編成を認める。

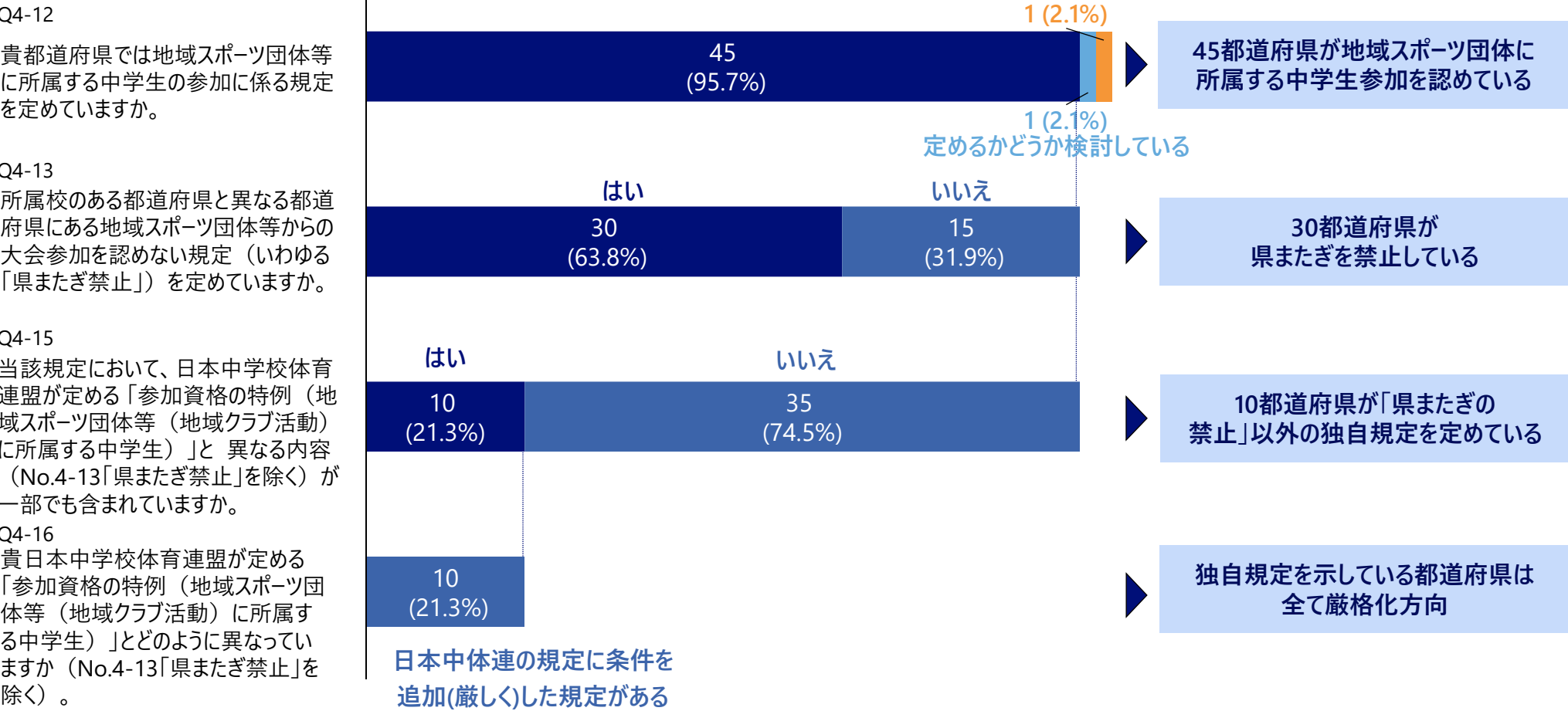
②「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規定」より「厳しくした」規定を定めている回答の内容

厳格化の目的	規定の内容
勝利至上主義による編成を防ぐため	在籍校に希望する部活動がない場合のみ、拠点校での生徒受け入れを認める（専門的に指導できる指導者がいないという理由だけでは認めない）。
責任の所在を明確にするため	事業主体から校長会を除外し、教育委員会のみとする。

都道府県中学校体育連盟調査

地域スポーツ団体等に所属する中学生の大会参加については、約96%の都道府県が規定を定めている。
県またぎを禁止している都道府県は約64%。県またぎ以外の事項で独自の規定を定めている都道府県は約21%

Q4-12.～Q4-16.地域スポーツ団体等に所属する中学生の大会参加



県またぎを禁止すべき理由として、「負担金・補助金等の整理が必要」、「都道府県間での協議が必要」、「中体連が主催する大会としての意義と合致しない」等との回答が多い。

(1/2) Q4-14. 県またぎを禁止すべき理由 (n=30)

■ 当該規定を盛り込んでいる理由を教えてください。

※Q4-13で「①はい」と答えた方のみ回答

分類	回答例
負担金・補助金等の整理が必要なため	・ 他都道府県の生徒は本連盟に負担金を納めていない。 ・ 補助金や大会運営費、一部負担金等の支出の仕方が各都道府県によって異っており、整理できていない事項が多い。 ・ 基本、都道府県大会の参加費は徴収していないが、他都道府県から参加する場合お金をもらわないわけにはいかない。 ・ 他都道府県に在学・在住する生徒が出場する予選会に都道府県および都道府県内自治体から大会運営に係る補助金が交付されない可能性があり、大会が開催できなくなる。
都道府県間での協議が必要なため	・ 地区ブロックで検討する必要がある。 ・ 物理的に距離の離れた都道府県が不公平となる。 ・ 47都道府県間で意思一致ができていない。また、県またぎの生徒の情報共有等についても議論がない。
都道府県中体連が主催する大会としての意義とずれが生じるため	・ 学校対抗戦が基本の大会であり、生徒の所属校から出場すべき。 ・ 地域スポーツ団体等の参加はあくまで特例と認識している。 ・ 個人が都道府県を越えてまでその指導を求めるなら、中体連の大会に参加できないことは我慢すべき（協会、連盟の大会にはでれるはず）。 ・ 全国大会に向けての都道府県の予選会である。
公平性の担保のため	・ 中学校に通う生徒ができないことを、認める必要性はない（学校に置き換えると都道府県外へ転校しないとできないことである）。 ・ チーム編成上の公平性を担保すべき。

県またぎを禁止すべき理由として、下記のような回答もみられた。

(2/2) Q4-14. 県またぎを禁止すべき理由 (n=30)

■ 当該規定を盛り込んでいる理由を教えてください。

※Q4-13で「①はい」と答えた方のみ回答

分類	回答例
参加資格との整合性をとるため	大会の参加資格で「都道府県中体連に加盟する学校に在籍する生徒」と定めている。
運営負担の増加を懸念したため	- 二重登録防止のための確認には、他都道府県への連絡、確認等の事務作業量が多くなり、担当者の負担が増大する。 - 令和5年度は近隣都道府県で協議し、都道府県をまたいだ選手の参加を認めないこととした。地域クラブ活動が参加する初年度となり、登録、事務手続きなどが膨大な量となる。その上で、県またぎを認めると把握や管理の作業がさらに増大する事が心配される。
学校教育の一環であるため	- 中学校教育の一環である。 - 学校教育の一環としての部活動が参加する大会である。
勝利至上主義を防止するため	安易に認めてしまうと勝利至上主義がでてくる恐れがあるなど、懸念がいくつかありそれらに対する整備ができていない。
混乱を避けるため	学校部活動等の生徒や保護者、教員が混乱しないように大きな変化は避けた。
都道府県民の理解が得られないと考えたため	他都道府県に在学・在住している生徒が都道府県の代表として全中大会に出場することに、都道府県民の理解が得られない。

全中の参加資格の特例を厳格化した独自規定を定めている都道府県としては、「参加チームのガバナンスを確保すること」や「参加条件の明確化を図ること」を目的とした事例が多い。

(1/2) Q4-17.「参加資格の特例（地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生）」と異なる箇所、
Q4-18.その理由（n=10）

- 日本中学校体育連盟が定める「参加資格の特例（地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生）」と異なる内容を定めている該当箇所を教えてください（No.4-13「県またぎ禁止」を除く）。
 - 日本中学校体育連盟が定める「参加資格の特例（地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生）」と異なる内容としている理由を教えてください（No.4-13「県またぎ禁止」を除く）。
- ※Q4-15で「①はい」と答えた方のみ回答

②「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規定」より「厳しくした」規定を定めている回答の内容

厳格化の目的	規定の内容
参加チームのガバナンスを確保するため	・ 日本スポーツ協会公認の指導資格を有する20歳以上の指導者が都道府県内で指導を行っている場合に限定して参加を認める。 ・ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者（取得見込みの者）を含むことを求める。 ・ 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。上記理由により、都道府県中学校体育連盟の認定を取り消す場合、認定等にかかった費用は返金しない。大会参加後の取り消しとなった場合は、大会結果も併せて取り消す。 ・ 体罰やハラスメントについて団体内での規則を有しており、適切に運用されていること、代表者、監督及びコーチを登録すること（ただしコーチは任意）を条件として参加を認める。
参加条件の明確化を図るため	・ ①都道府県や自治体が認める部活動地域移行の受け皿となっている団体、もしくは②当該校に常設する部活動がない生徒が所属している団体（主に個人種目が対象）であり、かつ、参加特例や別紙のガイドラインの全てを満たし、了承している団体のみ参加を認める。 ・ 学校部活動から移行された地域クラブ等のみ参加を認める（学校部活動から地域に移行するので、該当校から地域に移行した部活動は無くなっていないなければならない。存在していれば、地域移行したと認めることができない）。 ・ 競技部ごとに定められた細則に合致している場合に参加を認める。

全中の参加資格の特例を厳格化した独自規定を定めている都道府県としては、以下を目的とした事例もみられた。

(2/2) Q4-17.「参加資格の特例（地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生）」と異なる箇所、
Q4-18. その理由（n=10）

- 日本中学校体育連盟が定める「参加資格の特例（地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生）」と異なる内容を定めている該当箇所を教えてください（No.4-13「県またぎ禁止」を除く）。
 - 日本中学校体育連盟が定める「参加資格の特例（地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生）」と異なる内容としている理由を教えてください（No.4-13「県またぎ禁止」を除く）。
- ※Q4-15で「①はい」と答えた方のみ回答

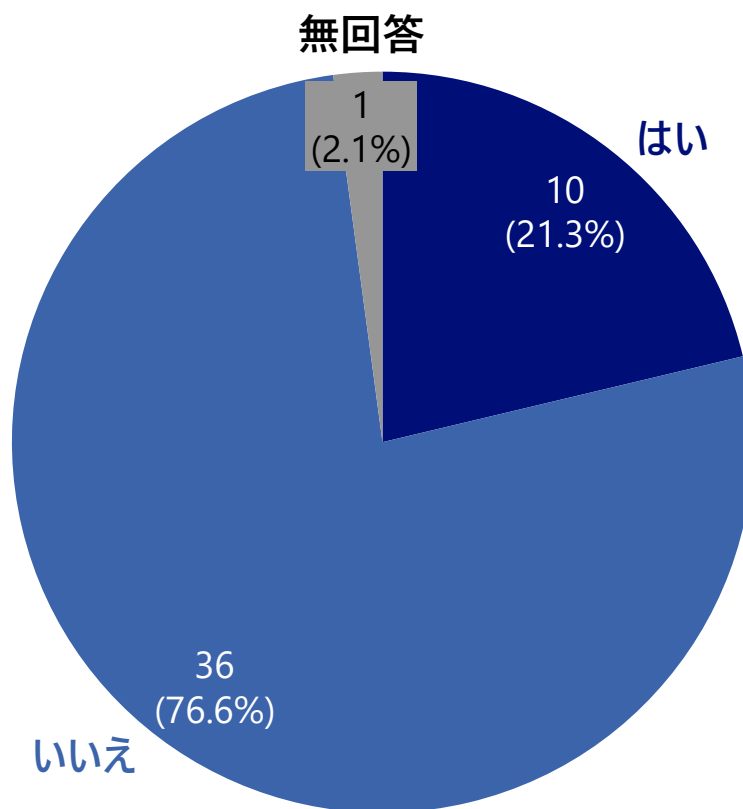
②「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規定」より「厳しくした」規定を定めている回答の内容

厳格化の目的	規定の内容
大会のためだけに編成されたチームでの参加を防ぐため	・ 地域クラブ活動を立ち上げてから6か月以上経過しており、募集要項やHP等で選手を公募しているチームのみ参加を認める。 ・ 1年以上計画的に活動および各競技団体等主催の大会に出場実績があるチームのみ参加を認める。
大会毎に参加チーム数が増減することを避け、会場や日程等、大会の計画を円滑に行うため	・ 地域スポーツ団体等での大会参加は年度ごとの申請とし、年度内は申請した団体からのみの参加を認める。

管轄地域内で、市区町村またぎ禁止を定めている市区町村があると回答した都道府県は、約21%

Q4-19. 市区町村またぎ禁止の有無（n=47）

- 域内の市区町村等中学校体育連盟において、所属校のある市区町村と異なる市区町村にある地域スポーツ団体等からの大会参加を認めない規定（いわゆる「市区町村またぎ禁止」）を定めている市区町村はありますか。



引率規定について、部活動指導員の引率はすべての都道府県で認められている。
一方、外部指導者の引率は約55%の都道府県で認められている。

Q5-1.～Q5-4. 引率に関する規定

Q5-1

予選大会に出場する際の引率について、部活動指導員とすることを認める規定を定めていますか。

既に定めている

47
(100.0%)

部活動指導員の引率は
全ての都道府県が認めている

Q5-2

予選大会に出場する際の引率について、外部指導者とすることを認める規定を定めていますか。

はい

26
(55.3%)

いいえ

21
(44.7%)

外部指導者の引率は
6割弱の都道府県が認めている

Q5-3

当該規定において、日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会開催基準」及び「全国中学校体育大会引率細則」とは異なる内容が一部でも含まれていますか。

はい

14
(29.8%)

いいえ

33
(70.2%)

14都道府県が
独自規定を策定している

Q5-4

日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会開催基準」及び「全国中学校体育大会引率細則」とどのように異なっていますか。

13 (27.7%)

1
(2.1%)

日本中体連の規定よりも
条件を緩和した規定がある

日本中体連の規定に条件を
追加(厳しく)した規定がある

独自規定を示している都道府県は
ほとんどが厳格化傾向

全中の引率規定から緩和した独自規定を定める都道府県では、外部指導者の監督資格を認める条件を緩和し、校長の判断により大きな裁量を持たせている事例がみられた。

(1/2) Q5-5.「全国中学校体育大会開催基準」及び「全国中学校体育大会引率細則」と異なる箇所、Q5-6. その理由 (n=14)

- 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会開催基準」及び「全国中学校体育大会引率細則」と異なる内容を定めている該当箇所を教えてください。
- 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会開催基準」及び「全国中学校体育大会引率細則」と異なる内容としている理由を教えてください。

※Q5-3で「①はい」と答えた方のみ回答

①「全国中学校体育大会開催基準」／「全国中学校体育大会引率細則」より「緩和した」規定を定めている回答のまとめ

分類	緩和の目的	規定の内容
外部指導者関連	校長の判断に委ね、より柔軟な対応を行うため	・ 外部指導者に監督資格を認める条件として、「20歳以上であること」を除外する。

都道府県中学校体育連盟調査

全中の引率規定から厳格化した独自規定を定める都道府県の中には、都道府県や市区町村の教育委員会と対応を統一するために外部指導者の引率を認めていない事例がみられた。

(2/2) Q5-5.「全国中学校体育大会開催基準」及び「全国中学校体育大会引率細則」と異なる箇所、Q5-6. その理由 (n=14)

- 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会開催基準」及び「全国中学校体育大会引率細則」と異なる内容を定めている該当箇所を教えてください。
 - 日本中学校体育連盟が定める「全国中学校体育大会開催基準」及び「全国中学校体育大会引率細則」と異なる内容としている理由を教えてください。
- ※Q5-3で「①はい」と答えた方のみ回答

②「全国中学校体育大会開催基準」／「全国中学校体育大会引率細則」より「厳しくした」規定を定めている回答の内容

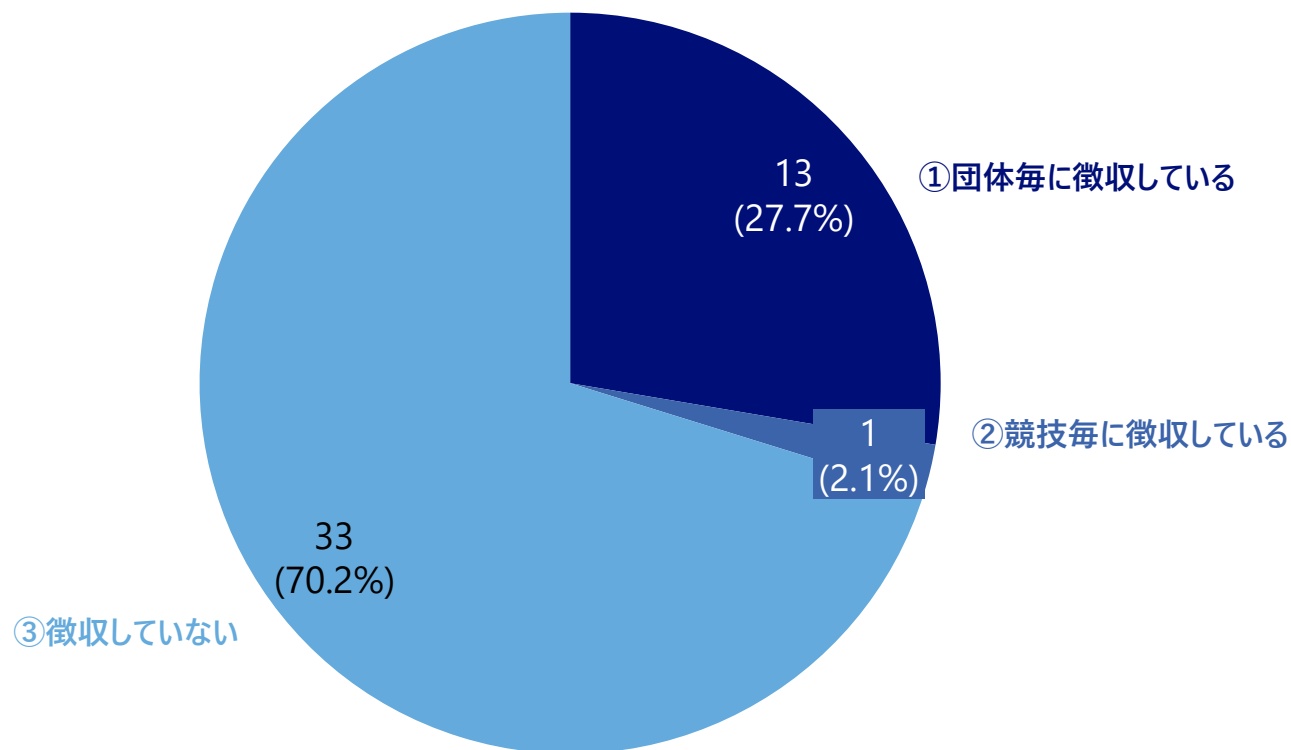
分類	厳格化の目的	規定の内容
外部指導者 関連	都道府県／市区町村教育委員会と 対応を合わせるため	- 外部指導者の引率・監督を認めない。 - 外部指導者の引率が許可されている特定の市区町村を除き、都道府県として外部指導者の引率・監督を認めない。 - 外部指導者の引率は学校設置者の承認の上で認める。
	大会運営の人手を確保するため	外部指導者の引率・監督を認めない。
	部活動指導員と横並びにするだけの 法的根拠がないため	外部指導者単独での引率・監督を認めない。
	トラブルが後を絶たないため	外部指導者の引率・監督を認めない。
	保証等に係る地域毎の対応状況の 違いを考慮するため	- 外部指導者の引率の条件として、各郡市で、②各郡市教育委員会の制度を基に人材バンク等に登録されている者で、指導資格を有するもの、もしくは③都道府県中学校総合体育大会・新人大会・地区ブロック・全国中学校体育大会への出場が決まった選手の保護者で当該学校長が引率を認めたもののいずれかを満たすことを追記。 - 外部指導者の引率を個人種目に限り認める。
	段階的な緩和が必要なため	- 外部指導者単独での引率・監督を認めない。 - 外部指導者の引率の必須条件として、ブロック・全国中学校体育大会への出場が決まった選手の保護者で当該学校長が引率を認めることを追記。
	条件の整備が必要であるため	外部指導者単独での引率・監督を認めない。
	都道府県大会は学校で対応可能と考えるため	外部指導者単独での引率・監督を認めない。
部活動指導員関連	団体種目は部として参加しており、 顧問が引率すべきと考えるため	団体種目で外部指導者の引率・監督を認めない。
	条件の整備が必要であるため	部活動指導員の条件を追記。

※規定の内容について、複数の目的に該当するものは重複して記載している。

都道府県中体連に対する地域スポーツ団体等の加盟費等について、団体毎／競技毎に徴収していると回答した都道府県はあわせて約30%、徴収していないと回答した都道府県は約70%

Q6-3. 地域スポーツ団体等からの加盟費の徴収有無（n=47）

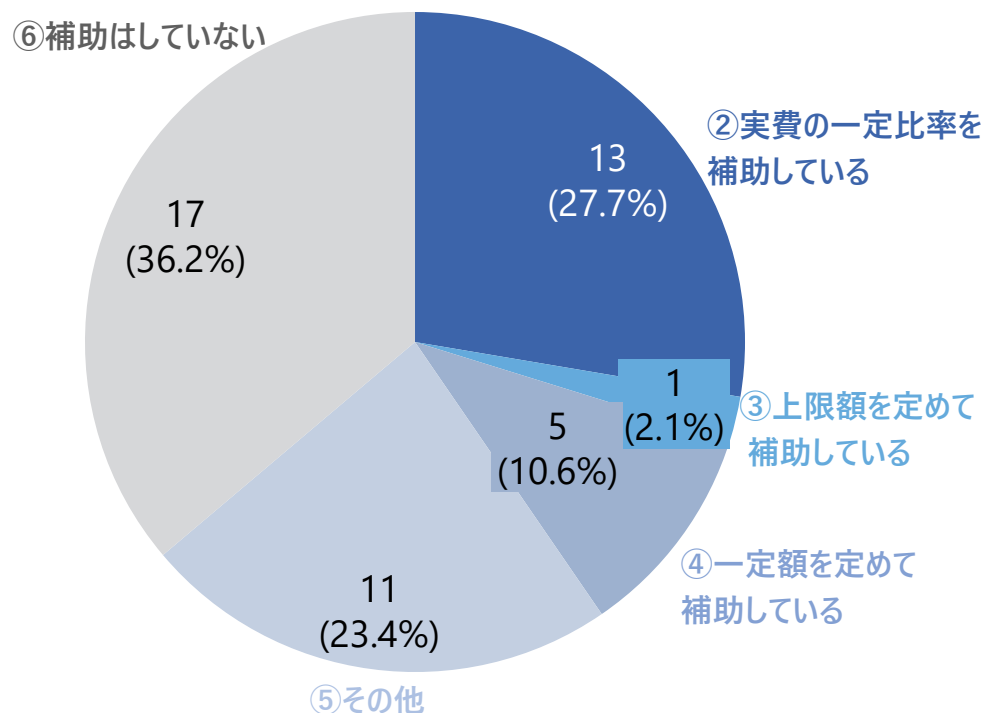
■ 地域スポーツ団体等から、加盟費を徴収していますか。



全国中学校体育大会に参加する生徒に対する補助について、部活動所属生徒と地域スポーツ団体等所属生徒に対する補助の内容が一部異なる都道府県中体連も存在する。

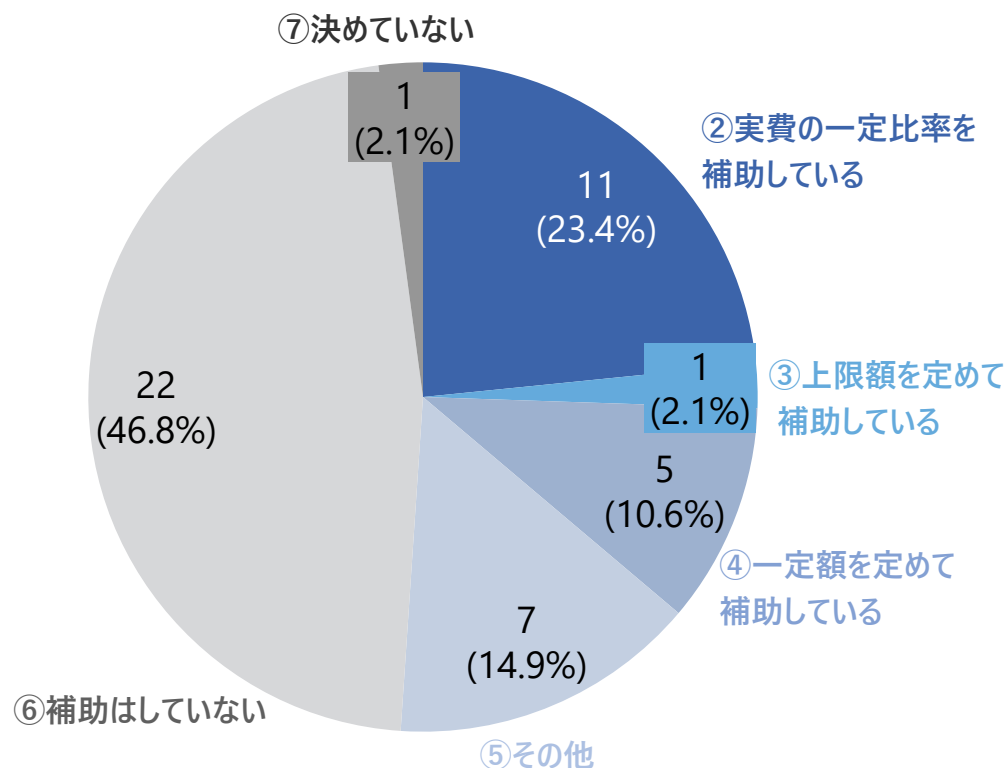
Q7-1. 全中に出場する部活動所属生徒への補助 (n=47)

- 全国中学校体育大会に出場する学校部活動所属の生徒に対する競技開催地までの交通費・宿泊費の補助について教えてください。



Q7-2. 全中に出場する地域スポーツ団体等所属生徒への補助 (n=47)

- 全国中学校体育大会に出場する地域スポーツ団体等所属の生徒に対する競技開催地までの交通費・宿泊費の補助について教えてください。



全国中学校体育大会に参加する生徒の交通費・宿泊費について、部活動所属生徒には補助を行うが地域スポーツクラブ等の所属生徒には補助を行っていないのは6都道府県。

Q7-1.～Q7-2. 全国中学校体育大会に参加する生徒に対する補助（n=47）

- 全国中学校体育大会に出場する部活動所属生徒／地域スポーツ団体等所属の生徒に対する競技開催地までの交通費・宿泊費の補助の状況を突合した。
- 部活動所属生徒に補助は行っているものの、地域スポーツクラブ等所属生徒に対して補助を行っていない都道府県は6件。

		対地域スポーツクラブ等所属生徒						
		①実費の全額を補助している	②実費の一定比率を補助している	③上限額を定めて補助している	④一定額を定めて補助している	⑤その他	⑥補助はしていない	⑦決めていない
対部活動所属生徒	①実費の全額を補助している	0	0	0	0	0	0	0
	②実費の一定比率を補助している	0	11	0	0	0	2	0
	③上限額を定めて補助している	0	0	1	0	0	0	0
	④一定額を定めて補助している	0	0	0	4	0	1	0
	⑤その他	0	0	0	1	7	3	0
	⑥補助はしていない	0	0	0	0	0	16	1
	⑦決めていない	0	0	0	0	0	0	0

各地域における運動部活動の地域連携・地域移行への対応を中心に、令和6年度の大会に向けた規定の各種見直しが進んでいる。

(1/2) Q8-1.見直しを実施した／検討した事項 (n=21)

- 令和6年度の大会に向けて、上記設問にある「参加資格」から「全国中学校体育大会出場者への交通費・宿泊費補助」までの内容について、見直しを行った、もしくは、見直しを検討している内容があれば具体的に教えてください。

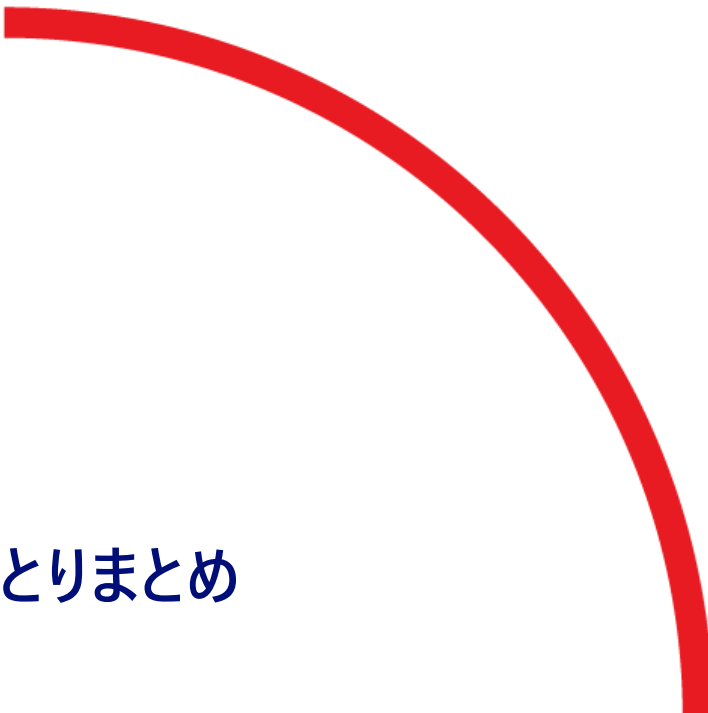
分類	回答例
参加資格 (全般)	・ 競技別細則の作成を予定している。
参加資格 (拠点校部活動)	・ 拠点校部活動の定義を日本中体連に合わせて規程を策定した。 ・ 拠点校部活動の参加を認めることを検討している。
参加資格 (合同チーム)	・ 地区をまたいだ編成について検討している。
参加資格 (参加資格の特例)	・ 地域スポーツ団体等の参加資格の検討をしている。 ・ 地域スポーツ団体等の登録料の検討をしている。 ・ 県またぎについて検討している。 ・ 県またぎについて、地区ブロックの方針が確定次第、都道府県でも検討する予定である。 ・ 市区町村またぎについて、認めざるを得ないが、地区の代表として出場する選手が他地区の生徒ばかりである等のケースが生じる可能性を懸念している。 ・ 在籍校に希望する競技種目の部活動がなく、地域クラブ活動に所属している中学生または、部活動から地域移行した団体に所属する中学生について、出場を認めることとした。 ・ 参加資格の特例について検討している。

各地域における運動部活動の地域連携・地域移行への対応を中心に、令和6年度の大会に向けた規定の各種見直しが進んでいる。

(2/2) Q8-1.見直しを実施した／検討した事項 (n=21)

- 令和6年度の大会に向けて、上記設問にある「参加資格」から「全国中学校体育大会出場者への交通費・宿泊費補助」までの内容について、見直しを行った、もしくは、見直しを検討している内容があれば具体的に教えてください。

分類	回答例
引率・監督規定	・ 引率規定の緩和を検討している。 ・ 外部指導者の引率を認めることを検討している。 ・ 外部指導者の引率について令和6年度から整備する予定である。
勝利至上主義	・ 地域クラブの中に勝利至上につながる活動がみられる。地域クラブの指導者にも指導者としての資質が問われる者がいる。 ・ 勝利至上主義ととれる地域スポーツ団体等の参加により現場で大きな混乱が生じた。学校で頑張る中学生を1番の念頭において、目標となる安心して臨める大会運営ができるような特例を考えている。
全中出場生徒への補助	・ 都道府県の中体連としては、一律で補助を分配している。来年度も同等の補助金をお願いしている。各地区や市町村によってその辺りは違いがあり、地域スポーツ団体等に所属をしている生徒に補助を出している市町もあれば、ない市町もある。また、来年に向け整備をしようとしている市町もあると聞いている。 ・ 引率も含め、都道府県教育委員会と協議中である。 ・ 都道府県として補助をできるよう検討中である。
登録費	・ 登録費／登録料／加盟金を変更した。
その他	・ 市区町村で全国中学校体育大会出場者に対する交通費・宿泊費補助の実施について検討している。 ・ 県またぎ禁止についてブロックで検討することになるが、各都道府県の自治体・教育委員会の決定にも左右されるだろう。 ・ 全国中学校体育大会出場者に対する交通費・宿泊費補助について都道府県教育委員会と協議している。



都道府県中学校体育連盟 競技部調査 分析とりまとめ

全国中学校体育大会（全中）が開催されている競技のうち、
相撲、スキー、スケート、アイスホッケー以外は全ての都道府県で予選大会が行われている。

Q1-2. 該当する競技（n=515）

陸上競技（駅伝）	31
水泳競技	30
バスケットボール	28
サッカー	32
ハンドボール	30
軟式野球	34
体操競技	25
新体操	29
バレーボール	31
ソフトテニス	35

卓球	30
バドミントン	28
ソフトボール	31
柔道	33
剣道	33
相撲	28
スキー	18
スケート	7
アイスホッケー	2

全国中学校体育大会において合同チームでの参加が認められている 7 競技については、各都道府県大会でも合同チームでの参加が認められている。

Q3-1. 合同チームの参加資格の有無（n=513 | 無回答 2）

■ 所属する都道府県では、貴競技部の競技の合同チームの参加資格を認めていますか。

	陸上競技 (駅伝)	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①はい	11	13	28	32	30	34	6	9	31	7
	35%	43%	100%	100%	100%	100%	24%	31%	100%	21%
②いいえ	20	17	0	0	0	0	19	20	0	27
	65%	57%	0%	0%	0%	0%	76%	69%	0%	79%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①はい	8	6	31	7	8	13	5	4	2	285
	27%	21%	100%	21%	24%	46%	29%	57%	100%	56%
②いいえ	22	22	0	26	25	15	12	3	0	228
	73%	79%	0%	79%	76%	54%	71%	43%	0%	44%

※オレンジ色のセルは、全国中学校体育大会において合同チームでの参加が認められている 7 競技
※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

競技部調査

合同チームの参加資格に係る競技別細則について、日本中体連と同様の規定を定めている競技部が約51%。参加を認めており、なおかつ独自細則を定めている競技部は約28%で、独自規定により条件を緩和／厳格化している競技部の割合は同程度。

Q3-2. 合同チームの参加資格における競技別細則の有無／内容（n=284 | 無回答1）※複数選択可

■ 貴競技部が定める合同チームの参加資格について競技別の細則等はどうような内容となっていますか。
※Q3-1で「①はい」と答えた方のみ回答

	陸上競技 (駅伝)	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①日本中体連と同様	3 27%	7 54%	16 57%	18 56%	20 65%	16 47%	2 40%	5 56%	18 56%	3 43%
②日本中体連より緩和	2 18%	3 23%	3 11%	3 9%	2 6%	6 18%	0 0%	2 22%	5 16%	2 29%
③日本中体連より厳格化	1 9%	1 8%	2 7%	5 16%	2 6%	3 9%	1 20%	1 11%	5 16%	1 14%
④競技別の規定はない	5 45%	2 15%	7 25%	6 19%	7 23%	9 26%	2 40%	1 11%	4 13%	1 14%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①日本中体連と同様	4 50%	2 33%	14 45%	2 29%	4 50%	9 69%	1 20%	2 50%	0 0%	146 51%
②日本中体連より緩和	0 0%	0 0%	8 26%	2 29%	1 13%	2 15%	0 0%	0 0%	2 100%	43 15%
③日本中体連より厳格化	2 25%	1 17%	5 16%	1 14%	1 13%	1 8%	2 40%	1 25%	0 0%	36 13%
④競技別の規定はない	2 25%	3 50%	4 13%	2 29%	2 25%	1 8%	2 40%	1 25%	0 0%	61 21%

※オレンジ色のセルは、全国中学校体育大会において合同チームでの参加が認められている7競技

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

競技部調査

拠点校部活動の大会参加についても、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規定」で合同チーム編成が認められている 7 競技では、参加を認める競技部が他の競技と比較して多い傾向にある。

Q3-3. 拠点校部活動の参加資格の有無（n=514 | 無回答 1）

■ 所属する都道府県では、貴競技部の競技の拠点校部活動の参加資格を認めていますか。

	陸上競技 (駅伝)	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①はい	18	17	19	20	18	23	10	10	20	22
	60%	57%	68%	63%	60%	68%	40%	34%	65%	63%
②いいえ	12	13	9	12	12	11	15	19	11	13
	40%	43%	32%	38%	40%	32%	60%	66%	35%	37%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①はい	16	16	21	16	17	12	7	4	2	288
	53%	57%	68%	48%	52%	43%	39%	57%	100%	56%
②いいえ	14	12	10	17	16	16	11	3	0	226
	47%	43%	32%	52%	48%	57%	61%	43%	0%	44%

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

競技部調査

拠点校部活動の参加資格に係る競技別細則について、日本中体連と同様の規定を定めている競技部が約57%。参加を認めており、なおかつ独自細則を定めている競技部は約14%で、独自規定により条件を緩和している競技部が多い。

Q3-4. 拠点校部活動の参加資格における競技別細則の有無／内容（n=287 | 無回答1） ※複数回答可

■ 貴競技部が定める拠点校部活動の参加資格について競技別の細則等はどうな内容となっていますか。
※Q3-3で「①はい」と答えた方のみ回答

	陸上競技 (駅伝)	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①日本中体連と同様	10 56%	9 53%	11 58%	13 65%	10 53%	12 55%	5 50%	6 60%	14 70%	13 59%
②日本中体連より緩和	1 6%	2 12%	2 11%	0 0%	2 11%	3 14%	0 0%	1 10%	2 10%	1 5%
③日本中体連より厳格化	0 0%	1 6%	0 0%	2 10%	2 11%	1 5%	0 0%	0 0%	0 0%	1 5%
④競技別の規定はない	7 39%	5 29%	6 32%	5 25%	5 26%	6 27%	5 50%	3 30%	4 20%	7 32%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①日本中体連と同様	8 50%	8 50%	11 52%	9 56%	12 71%	7 58%	2 29%	2 50%	1 50%	163 57%
②日本中体連より緩和	1 6%	1 6%	4 19%	3 19%	1 6%	2 17%	3 43%	0 0%	1 50%	30 10%
③日本中体連より厳格化	0 0%	0 0%	1 5%	1 6%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	9 3%
④競技別の規定はない	7 44%	7 44%	5 24%	3 19%	4 24%	3 25%	2 29%	2 50%	0 0%	86 30%

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

競技部調査

地域スポーツ団体等に所属する中学生の大会参加は、約97%の競技部で認められている。
認めていない競技部の中には、都道府県中体連として参加を認めるか検討中であったり準備期間として参加を見送ったりした事例がみられた。※

※都道府県中体連アンケートにより確認された事例

Q3-5.地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格の有無（n=514 | 無回答1）

■ 所属する都道府県では、貴競技部の競技の地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格を認めていますか。

	陸上競技 （駅伝）	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①はい	29	30	27	31	30	33	22	28	29	34
	97%	100%	96%	97%	100%	97%	88%	97%	94%	97%
②いいえ	1	0	1	1	0	1	3	1	2	1
	3%	0%	4%	3%	0%	3%	12%	3%	6%	3%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①はい	28	27	30	33	32	28	18	7	2	498
	93%	96%	97%	100%	97%	100%	100%	100%	100%	97%
②いいえ	2	1	1	0	1	0	0	0	0	16
	7%	4%	3%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	3%

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

競技部調査

地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格に係る競技別細則について、日本中体連と同様の規定を定めている競技部が約59%。参加を認めており、なおかつ独自細則を定めている競技部は約29%であり、独自規定による緩和よりも厳格化が多い。

Q3-6.地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格における競技別細則の有無／内容（n=498 | 無回答0）※複数回答可

■ 貴競技部が定める地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格について競技別の細則等はどうな内容となっていますか。
※Q3-5で「①はい」と答えた方のみ回答

	陸上競技 (駅伝)	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①日本中体連と同様	15 52%	21 70%	17 63%	20 65%	18 60%	19 58%	15 68%	19 68%	19 66%	16 47%
②日本中体連より緩和	1 3%	0 0%	0 0%	1 3%	0 0%	1 3%	0 0%	0 0%	0 0%	2 6%
③日本中体連より厳格化	7 24%	7 23%	7 26%	6 19%	7 23%	8 24%	5 23%	6 21%	7 24%	13 38%
④競技別の規定はない	6 21%	2 7%	3 11%	4 13%	5 17%	5 15%	2 9%	3 11%	3 10%	3 9%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①日本中体連と同様	19 68%	11 41%	20 67%	15 45%	20 63%	18 64%	8 44%	4 50%	2 100%	296 59%
②日本中体連より緩和	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 4%	1 6%	1 13%	0 0%	8 2%
③日本中体連より厳格化	7 25%	13 48%	5 17%	15 45%	7 22%	5 18%	6 33%	3 38%	0 0%	134 27%
④競技別の規定はない	2 7%	3 11%	5 17%	3 9%	5 16%	4 14%	3 17%	0 0%	0 0%	61 12%

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

県またぎを禁止する規定を定めている競技部は約64%

Q3-7. 県またぎ禁止の有無（n=432 | 無回答5）

■ 所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域スポーツ団体等からの大会参加を認めない規定（いわゆる「県またぎ禁止」）を定めていますか。

※Q3-6で「①日本中学校体育連盟の規定と全く同じ内容である。」または「②日本中学校体育連盟の規定よりも条件を緩和している。」または「③日本中学校体育連盟の規定に条件を追加（厳しく）している。」と答えた方のみ回答

	陸上競技 (駅伝)	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①はい	15	16	17	16	17	20	12	14	17	19
	68%	57%	71%	62%	68%	71%	60%	58%	65%	61%
②いいえ	7	12	7	10	8	8	8	10	9	12
	32%	43%	29%	38%	32%	29%	40%	42%	35%	39%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①はい	19	14	15	22	16	13	8	6	0	276
	73%	58%	63%	73%	59%	57%	53%	86%	0%	64%
②いいえ	7	10	9	8	11	10	7	1	2	156
	27%	42%	38%	27%	41%	43%	47%	14%	100%	36%

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

競技部調査

域内の市区町村体育連盟において市区町村またぎを禁止する規定が定められている競技部は約27%。域内市区町村体育連盟による市区町村またぎの禁止状況を把握していない競技部は約24%みられた。

Q3-8. 市区町村またぎを禁止している市区町村の有無（n=511 | 無回答4）

■ 域内の市区町村中学校体育連盟において、所属校のある市区町村と異なる市区町村にある地域スポーツ団体等からの大会参加を認めない規定（いわゆる「市区町村またぎ禁止」）を定めている競技部はありますか。

	陸上競技 (駅伝)	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①はい	8 28%	6 20%	10 36%	9 28%	5 17%	9 26%	9 36%	9 31%	8 26%	11 31%
②いいえ	16 55%	18 60%	9 32%	14 44%	15 52%	18 53%	11 44%	14 48%	17 55%	17 49%
③把握していない	5 17%	6 20%	9 32%	9 28%	9 31%	7 21%	5 20%	6 21%	6 19%	7 20%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①はい	10 33%	6 21%	8 26%	12 36%	7 21%	5 19%	2 11%	4 57%	0 0%	138 27%
②いいえ	14 47%	16 57%	13 42%	12 36%	20 61%	14 52%	8 44%	2 29%	1 50%	249 49%
③把握していない	6 20%	6 21%	10 32%	9 27%	6 18%	8 30%	8 44%	1 14%	1 50%	124 24%

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格に係る競技別細則を緩和する予定のある競技部は約27%

Q3-9. 地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加条件の緩和意向（n=486 | 無回答29）

■ 今後、地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加条件を緩和する競技別細則を定める予定はありますか。

	陸上競技 (駅伝)	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①はい	9	6	4	10	11	6	4	12	11	9
	33%	21%	15%	32%	39%	18%	17%	43%	37%	26%
②いいえ	18	22	23	21	17	27	20	16	19	25
	67%	79%	85%	68%	61%	82%	83%	57%	63%	74%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①はい	7	6	8	10	9	7	3	0	1	133
	24%	22%	28%	33%	28%	28%	19%	0%	50%	27%
②いいえ	22	21	21	20	23	18	13	6	1	353
	76%	78%	72%	67%	72%	72%	81%	100%	50%	73%

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。

大会開催時の参加費徴収有無について、参加費を徴収している競技部が約74%、徴収しない競技部が約26%

Q4-1. 参加費徴収有無（n=514 | 無回答1）

■ 予選大会において、参加費を徴収していますか。

	陸上競技 （駅伝）	水泳競技	バスケット ボール	サッカー	ハンドボール	軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
①はい	28	20	20	23	19	24	21	26	20	24
	93%	67%	71%	72%	63%	71%	84%	90%	65%	69%
②いいえ	2	10	8	9	11	10	4	3	11	11
	7%	33%	29%	28%	37%	29%	16%	10%	35%	31%

	卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	スキー	スケート	アイスホッケー	合計
①はい	24	22	22	26	24	19	12	5	2	381
	80%	79%	71%	79%	73%	68%	67%	71%	100%	74%
②いいえ	6	6	9	7	9	9	6	2	0	133
	20%	21%	29%	21%	27%	32%	33%	29%	0%	26%

※表内の％は各競技における当該回答の割合を示している。また、少数第一位を四捨五入している。